

由良町公式ゆらの助グッズ認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、由良町観光PRキャラクターゆらの助を活用し製造者及び販売者（以下「事業者」という。）の思い溢れる創意工夫された商品を由良町公式ゆらの助グッズ（以下「公式グッズ」という。）と認定し、もって非公式グッズとの差別化と由良町の認知度向上を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 事業者からの申請に基づき、認定基準に適合するものを町長が公式グッズとして認めることをいう。
- (2) 公式グッズ 由良町観光PRキャラクターゆらの助を起用し、認定した商品（飲食物を含む。）をいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象となる商品は、由良町の認知度向上につながるものとし、関係法令に違反していないものとする。

(認定の申請資格)

第4条 認定の申請ができる者は、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 由良町観光PRキャラクターゆらの助イラストデザイン管理マニュアルの規定に違反していないこと。
- (2) 商品の製造及び販売等について法令等の規定に違反していないこと。
- (3) 責任者及び責任の所在が明確であり、第三者からの苦情及び要望などに対応する処理体制が確立されていること。
- (4) 町長が適当と認める者。

2 認定の申請者は、事業主、組合及び団体等の代表者が行う。

(認定基準)

第5条 町長は、認定するにあたり次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 業界での製造基準及び表示義務を満たしていること。
- (2) デザイン及び製造等について著作権等法令による許認可を必要とするものは、当該許認可を得ていること。
- (3) 食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令違反していないこと。
- (4) 他の特許品又は登録品の模造品でないこと。

- (5) 認定商品のパッケージ等に使われている写真等デザインが著作権者又は被写体となっている本人の肖像権の許認可を受けていること。

(認定の申請)

第6条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、由良町公式ゆらの助グッズ申請書（様式第1号。以下「申請書」という）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があった場合は、申請の内容について第4条に規定する資格を有するかを審査し、適当と認める場合は、申請書を受理する。

(認定の審査)

第7条 町長は、申請書を受理した場合は、第5条の規定に基づき審査するものとする。

(認定の決定)

第8条 町長は、申請のあった商品が認定基準に適合すると認めるときは、認定を決定し、申請者に由良町公式ゆらの助グッズ認定通知書（様式第2号）を交付する。

- 2 町長は前項の規定による審査において、商品が認定基準に適合しないと認めるときは、由良町公式ゆらの助グッズ認定結果通知書（様式第3号）により、申請者へ通知する。

(認定結果の公表)

第9条 町長は、認定を受けた者（以下「被認定者」という。）及び認定した商品（以下「認定品」という。）を由良町公式ホームページで公表するものとする。

(認定の表示)

第10条 被認定者は、由良町公式ゆらの助グッズ認定マーク（別記）を認定品の本体又は包装等へ印刷又は貼り付けし表示しなければならない。

(認定の有効期限及び取り消し)

第11条 認定の有効期限は、原則無期限とする。ただし、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定に適合しなくなつたと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 第13条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
- (4) 認定品の製造若しくは販売等を12ヶ月以上休止又は廃止したとき。

(5) 由良町公式ゆらの助グッズ認定制度の信用を著しく侵害する行為があったとき。

(6) その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 町長は、認定を取り消したとき、その対象となる認定品及び被認定者を公表することができる。

(認定内容の変更)

第12条 被認定者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、由良町公式ゆらの助グッズ認定変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(1) 認定品の名称を変更したとき。

(2) 認定を受けた者の氏名、名称若しくは、代表者又は住所等を変更したとき。

(3) 認定品の生産、製造若しくは販売等を6ヶ月以上休止するとき。ただし、申請段階で休止や期間限定販売が分かっている場合は、この限りでない。

(4) 認定品の企画、形状、及び包装等に係るデザインを著しく変更したとき。

(5) その他申請書の記載事項等に変更が生じたとき。

2 第4条から第11条までの規定は、前項の認定内容の変更について準用する。

(調査又は検査)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、調査又は検査することができる。

(被認定者の責務及び事故)

第14条 被認定者は、この要綱の規定に誠実に遵守するとともに認定品の製造及び販売を通じて、情報発信など、積極的に由良町の認知度向上に努めなければならない。

2 被認定者は、認定品の販売等に事故等の問題が生じた場合は、事故等発生報告書（様式第5号）により、速やかに町長へ報告しなければならない。

3 町長は、前項の事故等発生報告書が提出された場合は、対応について協議するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。